コレージオ・ピタゴラス・ブラジル　浜松校	静岡県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
エスコーラ・アレグリア・デ・サベール豊田校	愛知県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
エスコーラ・アレグリア・デ・サベール豊橋校	愛知県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
エスコーラ・アレグリア・デ・サベール碧南校	愛知県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
エスコーラ・サンパウロ	愛知県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
エスコーラ・ネクター	愛知県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
コレージオ・アウレオ	愛知県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
コレージオ・ドン・ボスコ	愛知県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
コレージオ・ピタゴラス・ブラジル　愛知校（名称変更前のコレージオ・ピタゴラス・ブラジル　半田校を含む。）	愛知県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
エスコーラ・アレグリア・デ・サベール鈴鹿校	三重県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
コレージオ・ラティーノ・デ・シガ	滋賀県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第六十二号

昭和五十六年文部省告示第百五十三号（外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件）第二号の規定に基づき、我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示（平成二十二年文部科学省告示第二十九号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年三月三十日　　文部科学大臣　髙木　義明

我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示の一部を改正する告示

我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示（平成二十二年文部科学省告示第二十九号）の一部を次のように改正する。

表大阪ＹＭＣＡ学院総合日本語１年コース、総合日本語１年半コース及び総合日本語２年コースの項の次に次のように加える。

環球日本語学習院日本語科進学準備２年コース	宮城県仙台市	平成二十三年四月一日

表学校法人三井学園武蔵浦和日本語学院進学準備２年課程及び進学準備１年半課程の項の次に次のように加える。

学校法人三井学園武蔵浦和日本語学院進学準備課程２年コース及び進学準備課程１年６か月コース	埼玉県さいたま市	平成二十三年四月一日

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第六百八十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の四第二号（同法第百二十一条及び第百二十六条の六において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十年三月二十五日農林水産省告示第四百八十二号（漁船損害等補償法第百十三条の四第二号の規定に基づく純保険料率の算定の基礎となる期間を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

第一号中「平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日」を「平成十一年四月一日から平成二十一年三月三十一日」に改める。

第二号中「平成九年四月一日から平成十九年三月三十一日」を「平成十一年四月一日から平成二十一年三月三十一日」に改める。

第三号中「平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日」を「平成十一年四月一日から平成二十一年三月三十一日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第六百八十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十八条の規定に基づき、昭和五十六年九月二十八日農林水産省告示第千四百五号（漁船船主責任保険の保険金額の限度を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

第一号中「てん補」を「塡補」に改める。

第二号中「てん補」を「塡補」に改め、「限度は」の下に「、四十億円とする。ただし」を加え、「（その数が二十五以上の場合にあつては二十五とする。）」を「が四十人未満の場合にあつては、その数」に、「金額。」を「金額とする。」に改める。

第三号中「てん補」を「塡補」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

2　この告示の施行の日前に漁船保険組合の保険責任が始まる漁船船主責任保険に係る保険関係及び再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第六百九十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百二十一条において準用する同法第百十三条の四第一号の規定に基づき、昭和五十六年九月二十八日農林水産省告示第千四百六号（漁船損害等補償法第百二十一条において準用する同法第百十三条の四第一号の規定に基づく危険の程度の区分を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

本則中「てん補」を「塡補」に改める。

第二号中「組合わせ」を「組合せ」に改め、同号㈠中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)から(11)までを一ずつ繰り上げ、同号㈡の(3)の次に次のように加える。

(4)　前四年間における令第十六の二第二号の塡補すべき損害の区分に係る漁船船主責任保険事故の有無

(5)　前五年間における令第十六の二第二号の塡補すべき損害の区分に係る漁船船主責任保険事故の有無

第三号㈢中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)を削り、(8)を(6)とし、(9)から(12)までを二ずつ繰り上げ、(13)から(15)までを削り、(16)を(11)とし、(17)を(12)とし、(18)を(13)とする。

附　則

1　この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

2　この告示の施行の日前に漁船保険組合の保険責任が始まる漁船船主責任保険に係る保険関係及び再保険関係については、なお従前の例による。